

Y G健康保険組合並びに適用事業所が共同で実施する

健康診査事業の公表について

Y G健康保険組合

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。Y G健康保険組合では、健康診査事業について、適用事業所のそれぞれと共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 適用事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である各適用事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

当組合が実施する健康診査に係る検査項目の範囲（HBs抗原、HCV抗体、PSA、婦人科検査などのオプション検査項目及び感染症等の結果を除く。）

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

Y G健康保険組合および各適用事業所の健診担当者となります。

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- 各適用事業所の健診統括部署においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、Y G健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、産業医の判定と指示にしたがって、健康相談、健康指導を実施します。

- Y G健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、適用事業所の各々の健診統括部署とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者について

健診データの管理責任者は、各適用事業所の健診統括部署の管理責任者とY G健康保険組合の常務理事です。